

令和4年度第4回相生市学校教育審議会概要

日 時：令和4年10月18日（火）19時00分から20時10分

会 場：相生市総合福祉会館401研修室

出席者：安藤会長・山田委員・松下委員・西田委員・濱田委員・石野委員・
長谷川委員・石山委員・高根委員・松原委員・坂本委員・森上委員

事務局：浅井教育長・宮崎次長・山本次長・佐原管理課長・
本木学校教育課長・富田管理課副主幹

事務局 定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第4回の相生市学校教育審議会を開催いたします。
浅井教育長より、ご挨拶をさせていただきます。
教育長よろしく申し上げます。

教育長 《挨拶》

事務局 それでは、以降の進行につきましては、安藤会長よりようお願いいたします。

会長 皆様よろしく申し上げます。それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。それでは、事務局より、本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

事務局 本日の審議会の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日の出席委員は12人中12人の委員に出席していただいております。相生市学校教育審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。以上です。

会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、松原委員にお願いしたいと思っております。議事録の署名については、事務局が本日の議事録を作成後、内容をご確認いただき署名をお願いします。

次に、本日、傍聴希望者はありますか。

事務局 傍聴希望者はありません。

会長 傍聴希望者はございませんので、次に進めたいと思っております。

会長 それでは、議事に入ります。（1）「第2次相生市立小中学校適正配

置計画（答申案）について」を議題とします。

今回、答申案として計画全体が示されておりますので、「1 計画の策定について」から「5 保護者の望む適正規模・適正配置」までの現状と課題の部分と、前回審議いただいて今回、修正案も資料にあります「6 これからの相生市の適正規模・適正配置」以降の将来の部分に分けて審議するということがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。それでは、お認めいただきましたので分けて審議させていただきます。まず、「1 計画の策定について」から「5 保護者の望む適正規模・適正配置」について説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 「1 の計画の策定について」から「5 の保護者の望む適正規模・適正配置」は、前回までに資料として提出された数値等を整理したということになっております。ご質問等ございませんか。

委員 4 ページの（ウ）の小中学校の配置の距離について、小学校では概ね 4 k m、中学校が概ね 6 k m で、7 ページの通学時間の目安では原則 4 k m、6 k m となっていますが、概ね 4 k m と原則 4 k m というのは、あえて違う表現の仕方をしているのでしょうか。

事務局 4 ページは相生市の実態であり、7 ページについては国がこれぐらいにしなさいという基準の違いになります。

委員 分かりました。

委員 5 ページの小中学校の配置図というのは今回初めて出てきた図なのかなと思うのですが、これは、白黒印刷で最後製本されるのですか。

事務局 白黒印刷になります。

委員 それであれば、中学校区を分けていただいているので、それぞれの中学校区で斜線を入れたり、網掛けにしたり、より中学校区がわかる形が望ましいのかなと思いました。

事務局 先ほどご意見いただきましたので、中学校区の表示の方法について検討させていただきます。

会長 他にいかがでしょうか。

会長 それでは、次に進みまして、最後に戻ってきたいと思います。続きまして、「6 これからの相生市の適正規模・適正配置」から「10 取組状況の検証」を事務局、説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 ありがとうございます。それでは「6のこれからの相生市の適正規模・適正配置」から「10の取組状況の検証」について、ご質問等ございませんか。

会長 事務局としては、前回の委員の皆様からいただいた意見に対して、懸念を払拭するような文言を考えていただいていると思いますが、それに対してもう一度読んでいただいた上での感想でもかまいませんので、どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。例えば、何か誤解を生じさせてしまうような表現であったり、何か少しでも気になる場所があればあげていただければと思います。

会長 それでは、全体を振り返って、前半部分も含めた中でご意見等ございましたらお願いします。

委員 第3回の協議内容を分かりやすく盛り込んでもらってるなど、見せていただきました。

全体の文章の流れも、一般市民の方が見やすいような工夫をされてるんだと思うんですけども、12ページと13ページのところで、全体的に末尾が「～しないこととします。」というような柔らかい表現なんですけども、(3)の最後だけ、「特別支援学級は含まないものとします。」と、「もの」が少し堅いような感じがしました。それと13ページの(3)のアの存続にある「以下の参考に示す取組等」の「等」が前の表現では柔らかく「など」に表現を変えて工夫されてると思うんですけども、「等」が堅い表現に見える気がすると思いました。

あと全体の構成で、「ただし書き」と「また書き」が、改行されてるところと改行されていないところがあって、おそらく「なお書き」は改行することになってるんだと思うんですが、「また書き」「ただし書き」が改行されてるところとされてないところがあって、少し読みづらいような感じがあるかなと思います。以上です。

会長 「また書き」等は、統一して改行している方が読みやすいですか。改行している方が良いのか、していない方がいいのかというところで

印象が分かれると思います。

委員 おそらく公用文だと、「また書き」「ただし書き」は改行せずに「なお書き」だけを改行するというのに文科省が定めてるんだと思うんですが、どういう人を対象に文書を作成するのかによって、読みやすさの工夫が必要で、必ずしも公文書の書き方に合わす必要はないのかなというような感じもあります。その部分はプロではないので、先生方の意見をお伺いしたいと思います。

会長 私も行政文書は専門にしておりませんので、そこは事務局の方で工夫をして、読みやすさっていうのを追求して全体的に校正をお願いしたい。あと、「等」をどうするのかというところと「特別支援学級は含まないものとします。」という語感の強さについて、事務局でお答えできる部分があればお願いできますか。

事務局 まず、12ページの「ものとします。」ですが、こちらは基準のことを指しているので、「もの」という表現をしています。しかし、表現的に柔らかい表現で統一を図るということで、他に影響がないようであれば修正を考えます。

委員 「こととします。」とすると、含まないように決めたのが審議会という形になるのではないか。この含まないというのは国が決めていることなので、「こと」ではなく「含みません」や「含まれません」という表現で十分ではないかと思う。相生市が特別に含まないようにしたと思われぬか。

事務局 この基準については、審議会が決めたことになります。

委員 この冊子の中で、6ページのところも学校教育審議会で決めたことと国が示した基準が記載されているところが混ざっています。6ページは、国の基準をそのまま抜粋されているところだと思いますが、何も言わずに読むと、これも審議会で作ったように見えてしまう。全体が「です。ます。」という中で、ここだけ語尾の表現が違うので、引用しているところだと分かりますが、審議会で決めたことと国の文章を引用してきたところが明確に分かる文書構成にすればいいのかなと思います。そうすると、12ページの「もの」をそのまま残しておいても、気になることはないと思います。先ほど質問させていただいたところも、4ページの相生市で考えた「概ね4km」と7ページの「原則4km」は、国から出てきたもので、この1つの冊子の中に、国が決めた通知文を引用した部分と、審議会でも話を進めていた部分という

のわかるような工夫がされてる方がいいのかなと思います。

会長 例えば、6ページの国が示しているア・イ・ウを四角で囲んでしまうというようなやり方もいいかもしれません。

事務局 1 2ページの3行目の「検討を開始することとします。」ということで、検討を開始する基準を審議会で決めましたので、「こととします。」がいいのではないかと考えます。

 4行目の「特別支援学級は含まないものとします。」ということで、ルールとして基準を示したものなので、「もの」としますでいいのではないかと考えております。そのような形で修正を考えさせていただきたいと思います。

委員 先ほど、会長が言われたように6ページのア・イ・ウの部分を四角で囲んでしまった方が僕もわかりやすいかなと思います。

会長 7ページの表についてもそれぞれ出典元を表記するなどしていただければと思います。

事務局 ご提案いただいたものは持ち帰り整理をさせていただきます。6ページの国の基準の部分を明確に分けるとということで、四角で囲むなどの方法で検討いたします。また、7ページの表についても出典元を記載するよう検討させていただきます。1 3ページの「等」についても「など」への表記を検討させていただきます。

委員 7ページの「4学校の小規模化によるメリット」の中で、「相生市ではデメリットを抑え、小規模校のメリットを活かした取組を進めています。」というところで、次のページに文部科学省の例がでていますが、相生市独自のものを記載したらどうでしょうか。

会長 既に取り組んでいるものがあれば、紹介いただくというものいいかもしれません。

事務局 ここに入れるのか、或いは何か注釈を入れて参考資料とするなど、小規模のメリット活かす取組みということで、紹介をさせていただくように検討いたします

会長 その他にいかがでしょうか。

委員 1 2ページの今回修正案で直していただいているところですが、(2)の地域協議会の「なお書き」のところからですが、地域協議会

の運営方法に関してはという表現なんですけど、あえてこういう表現だとは思いますが、「運営方法」という意味合いの中に、何を決めるか、どういうことを協議するかということも含まれた言葉なのかなと思っています。その中で、協議会でどこまで決めるのか、どこまで詰めるのかということが、それぞれの地域協議会に任されていて、ある協議会では、ここまで決めて細かいところまで話し合いをしたいということになれば、それはそれでいいし、大きくは教育委員会に任せますという決定であれば、それはそれでいいという、そういう意味合いでしょうか。何か決定事項まで含めているのかどうかということについて、意図もあるのかもしれませんが教えていただければと思いました。

事務局 運営方法に関してというところで、この協議会で決めていただくのはその学校のあり方というそのゴールは存続なのか統合なのかというところは決めていただきますが、そこまでのルールといいますかプロセスで、どういった方がどのような頻度で集まってということころは、各地域の中で決めていただいたらいいのかなという意味で、「運営方法に関して」という言葉にしております。

委員 例えば、存続する場合ですが、小規模特認校っていうのもありますよっていうのが例で示されてましたけど小規模特認校やって欲しいなというところまで協議したり、こことこの学校を統合してほしいといったことも構わないということですか。

事務局 そうです。

委員 割と自由に意見を出し合って、協議して下さいというような感じですね。

事務局 会議の運営方法もそうですし、存続・統合の結論を出すということ、結論後にどういう形で検証するかということなど、地域の事情にもよると思いますので、そういったことを含めて、方法に関して決めていただけたらというイメージになります。

会長 委員のご懸念はいかがですか。

委員 地域協議会というところが、どこまで話を進めていくのか、プロセスはわかりましたが、この前の審議会意見の中の5番がこれで解消してるのかどうかというふうな感じがしています。

委員 これは何をもって合意形成するのかというところまで地域協議会で決めなさいっていうことですよね。

事務局 そうです。

会長 この計画ができた後に、教育委員会として、地域で協議会が立ち上がった時の大綱的な細則というものを決めたほうがいいのではないかと懸念になるのでしょうか。今の解釈でいきますと、それも全て含めて、地域協議会の第1回目でルール作りから始めようということになりますよね。そうならないように、事前に大きな枠組みだけは作っておいた方がいいのかなとも思いました。そうすると事務局が懸念しているような、事務局主導ということが見える可能性も否定できないかなと思います。

事務局 前回の協議の中で色々な地域によって実情も違いますし、考え方もありますので、市全体の計画でそれぞれの地域事情がある中で、その計画の中に一律に記載するのはどうかなということがありました。そこで、それぞれの協議会で、あり方の検討、合意形成について決めていただき、それを尊重して教育委員会がその実現に向けて取り組むということになりますので、その運営方法に関しての表現として、検討の結果、最終的に「運営方法」という表現に結論に至りましたので、そういう意味合いで書かせていただいたということになります。

委員 先ほど説明があって、前回の議事録を読み返してみると11ページのところで事務局が説明されているところが今の説明なんだなということで、今回ちょっと振り返ってたんですが、地域協議会の合意形成の回り方が画一ではないということで、あえて記載を抑えるという話が確かにあったので、こういう表現になっているということで、納得しかかっています。

教育長 地域協議会の詳しい内容まではこの計画の中で表現することは難しいので、地区別説明会をしてその次に地域協議会をやっていきますという流れを計画の中では書かせていただきますが、実際に地域協議会がどういうものかという要領的なものを事務局でつくる必要があるだろうと思っています。そのことから地域協議会はこういう内容ですという細かいところまでは、この審議会の中で審議していただく必要がないと思っています。それで、こういう流れで動きますよと、協議会というのはこういうもので、こういう仕事をしますよといった(2)のアイで書かれているようなことを具体的な内容として要領的なものを定めることは事務局の仕事であるというふうに考えています。その

中に、運営についてはこういうふうにしていただきますといったようなことを書いていく必要があると思っています。

会長 「地域協議会において定めることとします。」の地域協議会の前に「それぞれ」とか「各」を入れるとニュアンスとしては、実情を考慮するので、それぞれで決めてもらいますということが伝わるのかなと思います。これによって、先ほど来、委員の方が心配している部分が少しクリアになるのかなという気もしますので、検討をお願いします。

委員 この「地域協議会の運営方法及び合意形成のあり方に関しては、地域ごとの実情を考慮し」とすると、前回協議した何をもって合意形成とするのかということところも、地域協議会で決めてくださいというように、わかりやすい表現になるのかなと思います。運営方法というのが誰を呼んで、どこで何回するかということところだけではなくて、何をもって合意形成とするかということところも地域協議会が決めるということ「運営方法」の後に入れると、何となく地域協議会に呼ばれたときに、何をしないといけないのかということがわかりやすいかなと思います。

会長 いかがでしょうか。

事務局 いただいたご意見を参考にしながら、検討させていただきます。

会長 今日いただいたご意見に対する修正案については、書面審査になると思いますので、何かありましたらご意見をお願いします。

会長 それでは、ご質問やご意見等がないようですので、本日の議事は全て終了いたします。ありがとうございます。対面審議としては本日で終了ということになりますので、本日の会議の終了にあたり、これまでの審議を振り返って、職務代理の山田委員より総括として忌憚のないご意見をいただければと思います。山田委員よろしくをお願いします。

山田委員 皆様、長時間ご討議いただきありがとうございます。
全体では、学校の在り方というのは地域を含めて考えていけないといけない時代になったんだということを思いました。自治会関係については、地域が希薄にならないように、これからいろんな意見を聞いて、昔のように「向こう三軒両隣」に近いものにしていきたい。
今は、それぞれの地元にあった子ども会がありませんので、PTAと一緒に協力してやっていくのが大事になってくるんじゃないかと考

えています。先日のスポーツフェスティバルにおいても、選手を選ぶ方法がないというようなことを聞きました。これからそれが当たり前になってくると、参加するチームがなくなると思うので、私としては、地域が希薄にならないように努めて、色々な地区でそれぞれの行事を組んでもらうことを考えていきたいと思います。

大事な子どもを育てることですから、教育に関しては先生に任せて、地域ではしっかり見守りながら、地域でできることはもっとあると思うので、やっていきたいと思います。言ったからには自分でしないといけないと思っても、体が動かなくなってきた、若い人に任せていけないようになってきているので、一緒に動いていただけるようにと思っています。

この審議会では多くの意見が出たのでよかったと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、次回の第5回は審議会最終となりますので、答申後に委員の皆様と今回の計画や相生市の教育、審議会に参加した感想など、意見交換の時間が持てたらと思いますので、みなさま一言ずついただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、その他に移ります。事務局からお願いします。

事務局 今回、ご意見いただいた部分について事務局で検討し、会長と調整させていただき、次回開催までに委員のみなさまに送付させていただきます。

その後、ご確認・ご了承いただいたものを次回に答申いただければと考えております。次回、第5回の開催は、11月15日19時から本と同じく福社会館の301研修室で開催を予定しております。委員の皆様よろしくをお願いします。以上でございます。

会長 ご質問等ございませんでしょうか。

では、以上を持ちまして、第4回審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。